

経 済 産 業 省

20230621貿局第1号
輸入注意事項2023第11号
経済産業省貿易経済協力局

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年7月3日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」の一部改正について

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号）

改正後		現行																																							
<p>3 輸入承認基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1の(2)の①に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、次の条件が満たされた場合に認められる。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 生きているもの場合には、下表の左欄に掲げる種の区分ごとに、右欄に掲げる関係省から、これを收容し、その世話をするための適切な設備を有していると認められた場合</p>		<p>3 輸入承認基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1の(2)の①に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、次の条件が満たされた場合に認められる。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 生きているもの場合には、下表の左欄に掲げる種の区分ごとに、右欄に掲げる関係省から、これを收容し、その世話をするための適切な設備を有していると認められた場合</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ワシントン条約の附属書による区分</th> <th>関係省</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">動物界</td> <td>①哺乳綱（食肉目（イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。）、クジラ目及びジュゴン目を除く。）</td> <td rowspan="6">環境省自然環境局野生生物課</td> </tr> <tr> <td>②鳥綱</td> </tr> <tr> <td>③爬虫綱（ウミガメ科及びオサガメ科を除く。）</td> </tr> <tr> <td>④両生綱</td> </tr> <tr> <td>⑤節足動物門</td> </tr> <tr> <td>⑥環形動物門</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">植物界</td> <td>草本類</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>木本類</td> <td>農林水産省林野庁森林整備部 <u>森林利用課</u></td> </tr> </tbody> </table>		ワシントン条約の附属書による区分		関係省	動物界	①哺乳綱（食肉目（イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。）、クジラ目及びジュゴン目を除く。）	環境省自然環境局野生生物課	②鳥綱	③爬虫綱（ウミガメ科及びオサガメ科を除く。）	④両生綱	⑤節足動物門	⑥環形動物門	(略)		(略)	植物界	草本類	(略)	木本類	農林水産省林野庁森林整備部 <u>森林利用課</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ワシントン条約の附属書による区分</th> <th>関係省</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">動物界</td> <td>①哺乳綱（食肉目（イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。）、クジラ目及びジュゴン目を除く。）</td> <td rowspan="6">環境省自然環境局野生生物課</td> </tr> <tr> <td>②鳥綱</td> </tr> <tr> <td>③爬虫綱（ウミガメ科及びオサガメ科を除く。）</td> </tr> <tr> <td>④両生綱</td> </tr> <tr> <td>⑤節足動物門</td> </tr> <tr> <td>⑥環形動物門</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">植物界</td> <td>草本類</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>木本類</td> <td>農林水産省林野庁森林整備部 <u>研究・保全課</u></td> </tr> </tbody> </table>		ワシントン条約の附属書による区分		関係省	動物界	①哺乳綱（食肉目（イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。）、クジラ目及びジュゴン目を除く。）	環境省自然環境局野生生物課	②鳥綱	③爬虫綱（ウミガメ科及びオサガメ科を除く。）	④両生綱	⑤節足動物門	⑥環形動物門	(略)		(略)	植物界	草本類	(略)	木本類	農林水産省林野庁森林整備部 <u>研究・保全課</u>
ワシントン条約の附属書による区分		関係省																																							
動物界	①哺乳綱（食肉目（イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。）、クジラ目及びジュゴン目を除く。）	環境省自然環境局野生生物課																																							
	②鳥綱																																								
	③爬虫綱（ウミガメ科及びオサガメ科を除く。）																																								
	④両生綱																																								
	⑤節足動物門																																								
	⑥環形動物門																																								
(略)		(略)																																							
植物界	草本類	(略)																																							
	木本類	農林水産省林野庁森林整備部 <u>森林利用課</u>																																							
ワシントン条約の附属書による区分		関係省																																							
動物界	①哺乳綱（食肉目（イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。）、クジラ目及びジュゴン目を除く。）	環境省自然環境局野生生物課																																							
	②鳥綱																																								
	③爬虫綱（ウミガメ科及びオサガメ科を除く。）																																								
	④両生綱																																								
	⑤節足動物門																																								
	⑥環形動物門																																								
(略)		(略)																																							
植物界	草本類	(略)																																							
	木本類	農林水産省林野庁森林整備部 <u>研究・保全課</u>																																							
(3) ~ (5) (略)		(3) ~ (5) (略)																																							